

富山市教育委員会 3 月定例会 資料

富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について

[教育総務課]

(1) 趣旨

令和 2 年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、現行の取扱規則である「富山市定数外職員取扱規則」は廃止され、現行の臨時的任用職員という任用形態区分は廃止となることから、「富山市教育委員会事務専決規程」において学校長が任免について専決できることとしている「臨時的任用職員」についての事項を削除するもの。

(2) 改正内容

第 6 条第 2 号を削除し、第 3 号を第 2 号とする。

(3) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則の制定について

[学校教育課]

(1) 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、文部科学大臣が定めた教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を踏まえ、富山市立学校に勤務する教育職員の時間外在校等時間の上限等について定めるもの。

(2) 内容

- ① 教育職員の時間外在校等時間は、次に定める時間の範囲内とする。
 - ア 1 箇月について 45 時間
 - イ 1 年について 360 時間

- ② 予見することのできない業務量の大幅な増加等があった場合の時間外在校等時間は、次に定める時間及び月数の範囲内とする。
 - ア 1 箇月について 100 時間
 - イ 1 年について 720 時間
 - ウ 連続する複数月の平均時間について 80 時間
 - エ 45 時間を超える月数について年間 6 箇月

(3) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

富山市教育委員会
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するため、富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 条例第2条第2項に規定する教育職員であって、本市が設置する義務教育諸学校等(同条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。)に勤務するもの
- (2) 在校等時間 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間
- (3) 所定の勤務時間 条例第6条第1項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間(同項に規定する正規の勤務時間をいう。)
- (4) 時間外在校等時間 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間(時間外在校等時間の上限等)

第3条 教育職員の時間外在校等時間は、次に定める時間の範囲内とする。

(1) 1 箇月について 4 5 時間

(2) 1 年について 3 6 0 時間

2 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等により教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合における教育職員の時間外在校等時間は、次に定める時間及び月数の範囲内とする。

(1) 1 箇月について 1 0 0 時間未満

(2) 1 年について 7 2 0 時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における 1 箇月当たりの平均時間について 8 0 時間

(4) 1 年のうち 1 箇月における時間外在校等時間が 4 5 時間を超える月数について 6 箇月

3 教育委員会は、教育職員の時間外在校時間が前 2 項に規定する時間及び月数を超えないよう教育職員の業務の量を適切に管理するものとする。

(細則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の時間外在校等時間の上限その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

富山市市民学習センター条例施行規則の一部改正について

[市民学習センター]

(1) 趣旨

台風などの災害時や感染症の感染拡大などの際には、施設利用者の安全を確保するために市民学習センターを臨時休館とする必要が生じることから、富山市市民学習センター条例施行規則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

休館日の追記

(変更前) 富山市市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。

(変更案) 富山市市民学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、富山市教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(3) 施行期日

令和2年4月1日

令和 2 年 3 月 教育委員会補正予算（追加提出分）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
教育委員会 合計	18,486,599	70,483	18,557,082	
(款10)教育費	18,486,599	70,483	18,557,082	
(項1)教育総務費	1,662,685	70,483	1,733,168	1 学校保健事務費 70,483
(項2)小学校費	9,184,967		9,184,967	
(項3)中学校費	3,933,894		3,933,894	
(項4)幼稚園費	465,316		465,316	
(項5)社会教育費	3,239,737		3,239,737	

【学校保健事務費】

学校給食費返還等事業費について

[学校保健課]

(1) 補正額 41,733千円

財源内訳	諸収入	31,299千円
	一般財源	10,434千円

(2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症対策として行った小・中学校の臨時休業に伴う学校給食休止に係る学校給食費経費について支援し、食材納入業者等の負担軽減等に資するもの。

(3) 事業内容

国が創設した「学校臨時休業対策費補助金」を活用して、新型コロナウイルス感染症対策のための小・中学校の臨時休業に伴う学校給食休止への対応として、次の事業を行う。

- ア. 学校給食の食材納入業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等の支払
- イ. 給食費返金等に要する経費の負担

【学校保健事務費】

衛生管理改善事業費について

[学校保健課]

(1) 補正額 28,750千円

財源内訳	諸収入	19,166千円
	一般財源	9,584千円

(2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症対策として行った学校の臨時休業に伴う学校給食休止により食材納入等が行えなくなった業者に対して補助を行うことにより、今後の学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るもの。

(3) 事業内容

国が創設した「学校臨時休業対策費補助金」を活用して、事業者の職員研修に必要な経費や設備等の購入に必要な経費を補助する。

- ア. 研修参加料 5千円×1人×1日×50社
- イ. 設備更新費（自動手洗消毒器など） 450千円×38社
- ウ. 消耗品費（エプロン、手袋、室内用温度計等） 300千円×38社

令和2年3月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

- 1 会 期 令和2年2月28日（金）～3月25日（水）
※代表質問 …… 3月4日
一般質問 …… 3月6日、9日、11日、12日
- 2 概 要 代表質問においては2党から、4日間の一般質問においては、10人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた本市の対応について

①自由民主党（代表） 村家 博 議員（3月4日）

（問）教育委員会の対応について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府の休校要請を受け、富山市立の小・中学校を3月3日から当面3月13日まで臨時休業とした。それ以降については、感染の拡大状況を見ながら改めて対応することとしている。なお、幼稚園・認定こども園については、通常どおり保育を行っている。

休業期間中、各学校では、

- ・家庭学習が促進されるようにするため担任が各家庭を訪問したり、電話をかけてアドバイス等を行う
- ・家庭の都合により、日中に一人で過ごさなければならない小学校1、2年生等を、やむを得ず学校で受け入れる場合には、手洗いやマスクを着用した上で少人数に分かれて自主学習等を行う

などの対応を行っている。

卒業式については、今のところ実施する方向で考えているが、そのときの状況及び各学校の実情に応じて、中止や時間短縮等の簡略化の対応を行う場合がある。

県立学校入学者選抜は予定どおり実施される。中学校においては事前指導のための登校日を設けた学校もある。

臨時休業期間中における保護者への連絡は、学校のホームページや緊急安全メール、電話連絡または家庭訪問等で随時行っている。

また、科学博物館や図書館等の社会教育施設においても、主催事業等で不特定多数が参加するイベントを中止している。

なお、学習内容の未履修や卒業修了認定等、臨時休業に伴って生じる様々な課題については、文部科学省等からの通知に基づき、適切に対応していく。

（2）市立幼稚園や小・中学校の今後のあり方について

①自由民主党（代表） 村家 博 議員（3月4日）

（問）昨年からの取り組みを進めている市立小・中学校の将来のあり方に関する地域への説明の中で、参加者からどのような声が聞かれたのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 今年度は、これまで、自治振興連絡協議会の13ブロック毎に行われるPTAを交えた地域の会議等において、市全体及び地域ごとの小・中学校の児童生徒数の将来の見込みや小規模な学校における教育上の課題等に関する情報提供を順次行い、本年1月までに全地域の説明を終えたところである。

説明会でのご意見の中には、児童生徒数が減少している現状を課題と捉え、今後、近い将来の統合に向けて、別途説明会等を開いてほしいといった要望をはじめ、小中一貫校を検討してもよいのではといったご意見や、中学校においては、子どもが、成長に伴い多様な考え方に触れたり、互いに切磋琢磨する機会が大切になるので、統合は止むを得ないのではないかとといった声などが聞かれた。

一方で、小規模校を存続している良い事例や課題解決への取り組みを教えて欲しいといった要望や、地域にとって学校は、重要な存在であるので存続してほしいという声が聞かれたところである。

総じて、大規模校や適正規模校がある地域の参加者からは、現在のままで良いという声が多く、また、小規模校のある地域の参加者からは、子どもの教育環境の向上のために統合に理解を示される声がある一方で、地元の学校の存続に強い思い入れのある声が多いという状況が見られたところである。

(問) 学識経験者やPTA関係者などで構成する審議会等を設け、統廃合を進める方法があるかと考えるが見解を問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 小・中学校の統廃合を行う場合、八尾中学校と杉原中学校の例をとると、平成25年11月に地元から「二つの中学校を統合して欲しい」と要望書の提出があり、地域から統合を提案されたことから、統合の意志決定にあたり、通学区域審議会等の設置を必要としなかったものである。

また、平成20年4月に統合が完成した芝園小学校と中央小学校の場合は、市教育委員会から通学区域審議会に対し、平成4年2月に「富山市立小学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方及び適正配置の具体的な方策」について諮問を行い、中間答申などを経て、平成10年3月に「都心地区における七つの小学校を二校に統合する」との答申を受け、その後、長い道のりを経て統合に至ったものである。

このように、審議会の活用は、統廃合の経緯により様々であるが、市教育委員会としては、今後、各地域で、地元の小・中学校の将来のあり方について、一段と議論を深めていくにあたり、小・中学校の適正規模・適正配置に向けた具体的なビジョンをはじめ、小中一貫校の設立の可能性や統廃合した際の通学手段なども提示しながら、さらに踏み込んだ議論を行っていく必要があると考えている。

統廃合にかかる審議会については、こうした議論の過程を経て、各地域の熟度を見極めながら、その設置の必要性やタイミングを判断することになるものと考えている。

②会派 誠政 橋本 雅雄 議員 (3月9日)

(問) 市立幼稚園の再編統合、民営化等について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、平成21年5月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置

推進計画」において、1学級おおむね15人以上を適正規模とし、それを大幅に下回ることが予想され、周辺に私立幼稚園や保育所がある場合は、統廃合の対象とする、とした基本的な考え方を定めており、この考え方に基づき、これまで幼稚園の統廃合を進めてきたところである。

市立幼稚園の園児数が著しく減少してきている中、市教育委員会としては、今後においても、統廃合は差し迫った課題であると認識しており、合意形成を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えている。

また、市立幼稚園の認定こども園への移行及び民営化については、認定こども園に移行するためには、新たに調理室やほふく室、乳児室を整備する必要があるなど大きな財政負担を伴うこと、また、大久保幼稚園以外の市立幼稚園は、築30年以上を経過し老朽化が進んでいるなど課題も多いことから、現在のところ考えていない。

(問) こども家庭部への一元化について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理等に関することは、教育委員会の職務権限とされており、また、スポーツに関することのように職務権限の特例規定にも該当しないことから、市立幼稚園をこども家庭部に移管することはできないものである。

(問) 市立認定こども園の0歳児受入れについて問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市の新保なかよし認定こども園においては、現在のところ0歳児の受け入れは行っていないが、近年、保育所の利用を希望する保護者が増加する中、育児休業から仕事に復帰する保護者などの0歳児保育の需要もある程度あるものと想定される。

新保なかよし認定こども園については、幼稚園型の認定こども園であることから、0歳児の受け入れについては、幼保連携型認定こども園への移行という手法も含めて、今後、調査研究してまいりたいと考えている。

(問) 今後の教育施設のあり方をどのように考え、どう対処していくのか、また、次の市長にどのように引き継いでいくのか、市長の見解を問う。

<教育総務課、学校教育課：市長答弁>

(答) 小・中学校など教育機関の設置や廃止等については、教育委員会の専権事項であるが、市長は、総合教育会議の場で教育委員会と意見交換し、一致して執行にあたるという立場でもあり、この会議での議論を踏まえつつ、若干の個人的な見解も交えて答える。

まず、市立幼稚園については、近年、園児数の減少が著しく、定員を大きく下回っている園もある。

こうした中、昨年10月の保育料無償化により、幼稚園保育料について公立と私立の差がなくなったこと、私立保育所の認定こども園への移行が進み、幼稚園利用の受け皿が増加したこと等から、基礎自治体である市が幼稚園を運営する行政責任の度合いは大きく低下してきており、(1学級おおむね15人以上という)適正規模を下回る市立幼稚園については、今後も廃止していくべきと考えている。

また、小・中学校については、例えば、教員配置数は、標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）で学校規模毎に定められており、小規模な中学校では、9教科10科目すべての教員が揃わず、一部の教員が専門外の授業を行わなければならないというような子どもにとって不利な状況を余儀なくされる。

地方交付税の不交付団体などでは、財政に余裕があり、市単独で教員を確保し、学校へ加配するという対応が可能であるが、このような対応は、本市のような交付団体では困難である。

こうした財政の側面から見ると、財政状況が厳しさを増す中、今のままで小・中学校に多くの予算をかけ続けることには、自ずと限界があり、再編を通じて、財政的にも持続可能な姿になっていくことは、一般の納税者からも理解を得られるのではないかと考えている。

このことから、現に子どもを通学させている保護者、これから入学させる子どもを持つ保護者や、地域の代表のみならず、幅広く一般市民からアンケート等による意見聴取を行う必要があると考えている。

また、これまでの本市の芝園小学校、中央小学校の例や、最近の高岡市の例では、小・中学校の統廃合に対し、地元の学校を存続すべきという強い反対意見があった中でも、最終的には、子どもの教育環境のためという理解が進んでいった状況を見ると、今後、本市においても、教育委員会が制度論をしっかりと説明しながら、より具体的に踏み込んだ説明をしていく中で、理解が広がっていくのではないかと考える。

こうした教育環境のあるべき姿を基本とする考え方は、次の市長も同様に受け止められるのではないかと考えている。

（3）教育環境の整備について

①自由民主党（代表） 村家 博 議員（3月4日）

（問）耐震化完了後の学校施設について、どのような方針で整備していくのか。

＜学校施設課：教育長答弁＞

（答）本市では、平成27年度までは、地域の強い要望を受け、学校施設の改築や大規模改造等の老朽化対策に併せて、耐震化を進めてきたが、平成28年に発生した熊本地震を契機として、安全確保を最優先とし、すでに着手済のものを除き、学校施設の耐震補強工事のみを行うことで、耐震化を加速させてきた。現在、耐震化が必要となる小・中学校については、すべて事業着手しており、令和3年度末には、耐震化率100%を達成できるものと見込んでいる。

今後の学校施設整備については、これまで耐震補強工事のみを行った施設についての、早期かつ計画的な老朽化対策が当面の課題となっている。

市教育委員会としては、こうした課題に対応していくために、まずは、施設や設備の状態を見極めつつ、適切な維持保全を行い、既存施設をより長く効果的に使うことによる、ライフサイクルコストの縮減や、財政負担の平準化を図ることが重要であると考えており、このための経費として、令和2年度当初予算で、学校施設長寿命化計画の策定に係る事業費を計上したところである。

今後の学校施設整備にあたっては、この長寿命化計画に基づく適切な維持や改修等の老朽化対策に努めることに加え、児童生徒の減少に伴う小・中学校の再編は、避けて通るこ

とができない状況となっている中、校舎や学校プール等の今後の整備のあり方については、こうした再編も視野に入れながら、より良い教育環境の形成という観点から、総合的に検討してまいりたいと考えている。

(問) 「GIGAスクール構想」に基づく小・中学校におけるICT環境の整備方針について問う。

＜教育総務課：教育長答弁＞

(答) 本市ではこれまで、文部科学省の「ICT環境整備方針」に基づき、ハイブリッドパソコン、実物投影機、プロジェクタ、プログラミング教材、校務支援システムなど、順次、ICT環境の整備を進めてきたところである。

一方で、普通教室・特別教室への無線LAN環境の整備や、学習用コンピュータの配備については、文部科学省が示している目標に届いておらず、課題であると考えていた。

こうした中、この度、国から「GIGAスクール構想」が打ち出され、その中で高速大容量のネットワーク環境の整備や1人1台端末の方針が示され、これに係る国の補助制度が新たに創設されたところである。

市教育委員会としては、この「GIGAスクール構想」に則り、国の補助金を最大限に活用しながら整備を進めていくことを基本に、先ずは、令和2年度中に全ての小・中学校の校内通信ネットワークの整備を行いたいと考えている。具体的には、

- ・高速大容量通信に対応したケーブルや機器類への更新
 - ・普通教室・特別教室等への無線アクセスポイントの設置
 - ・各教室に1人1台端末を収容するための電源キャビネット（充電保管庫）の設置
- などを行うための経費を、補正予算案に計上している。

また、令和5年度までの1人1台端末の実現に向けた第一段階として、令和2年度に、小学校5・6年生及び中学校1年生に対し、1人1台の学習用コンピュータを配備することとし、そのための経費を、当初予算案に計上している。

さらに、各学校において1人1台端末を生かした学習が促進されるよう、

- ・児童生徒の発達段階に応じた具体的なICT活用計画
- ・ICTの活用状況を適切に把握し、その結果を踏まえたフォローアップ計画
- ・ICT環境を生かした授業を推進するための研修計画

の作成を検討しているところである。

今後とも有利な財源を活用しながらICT環境の整備を着実に進めるとともに、それらの適切な活用を図っていくことで、プログラミング教育の推進や動画等を活用した子どもたちの主体的・対話的な学習の実現、情報活用能力の一層の向上等を目指してまいりたいと考えている。

(4) 不登校児童・生徒の支援について

①光 島 隆之 議員（3月9日）

(問) 「教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずる」とあるが、市民の理解を深めるためにどのような取組みをしたのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市における不登校児童生徒数は、小・中学校ともに年々増加傾向となっており、この

ような実情を踏まえ、不登校児童生徒に多様な教育機会を確保することやその情報を発信していくことの重要性はますます高まっている。

市教育委員会では、こうした情報発信の一環として、昨年12月26日に不登校児童生徒等への支援体制に関する情報提供を行うことを目的とした「『学校にいきづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」と題した保護者等を対象とした不登校相談会を実施した。

この会の開催に当たっては、市内幼稚園・認定こども園、小・中学校の全保護者へ案内を配付し、さらに不登校児童生徒及びその保護者に対しては、担任等が家庭訪問や懇談会等の機会に直接手渡しすることなどで、広く周知を図ったところである。なお、この相談会については、今年11日にも開催する予定であり、来年度以降、定期的に開催することとしている。

この他、市教育センターのホームページ等において、不登校等の子どもにかかわる様々な悩みを受けつける電話や来所相談の体制について、周知しているところであり、こうした取り組みにより、実際に市教育センターに相談をして、臨床心理士との面談につながった事例も報告されているところである。

市教育委員会としては、今後とも、このような取り組みを継続し、積み重ねていくことで、広く市民に教育機会の確保等についての理解が深まっていくものと考えている。

(問) 「教育機会の確保等に関する事項」の小・中学校教職員への周知をどのようにしたのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する事項」は、平成29年4月4日付け文部科学省通知「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会に関する基本指針の策定について」の中で示されたものである。

市教育委員会では、この通知を受けて、平成29年4月13日付けで小・中学校長宛に通知を出し、教育機会の確保等に関する施策の推進や、不登校児童生徒に対する適切な支援を行うよう基本指針を周知してきたところである。

また、教育機会の確保に関する施策の内、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりへの具体的な取り組みとして、例えば、

- ・児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒同士の良好な人間関係の構築を図る
- ・いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際には毅然とした対応をとる
- ・児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図る

などを行っており、市教育委員会では、こうした取り組みについて、学校訪問や様々な教職員の研修の機会をとらえて、指導助言を重ねているところである。

(問) フリースクール等に通所した日を校長判断で指導要録上、出席扱いにできると示しているが、本市の対応を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省は、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取り扱いについては、令和元年10月25日付け通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に示す出席扱い等

の一定の要件を満たす場合に、校長は出席扱いとすることができるとしている。

その要件としては、

- ・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
 - ・当該施設は、教育委員会等が設置する適応指導教室等公的機関とするが、適応指導教室等に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合には、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと
 - ・当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること
- などがあげられている。

これらを受けて、市教育委員会では、従来から適応指導教室への通所に関しては、出席扱いとしてきたところであるが、加えてフリースクール等の民間施設において不登校児童生徒が相談・指導を受けた日数についても、文部科学省の通知に示す出席扱い等の要件を満たす場合には、今年度から校長判断で出席扱いとすることができるとしたところである。

(問) 法律の基本的な考え方の中に、「不登校児童・生徒の社会的自立をめざす」とあるが、この不登校児童生徒の社会的自立とは、どういう状態であると捉えているか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会としては、不登校児童生徒への支援の目標は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、社会的自立を目指すことであると考えている。

このような考えを踏まえ、具体的には、例えば、

- ・周りの人とのかかわりを通して、コミュニケーション能力をはぐくみ、社会性を身につける
- ・学びへの意欲や学ぶ習慣を含む生涯を通じた学びの基礎となる学力を身につける
- ・自らの進路を主体的に考え、将来の自分の姿をイメージできる

などの状態があると考えている。

(問) 国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用に関する情報を不登校生徒や保護者に伝えた実績はあるのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市において、これまで不登校を理由として生徒が中学校を卒業できなかった事例はなく、中学校卒業程度認定試験が目的とする、高等学校入学に際して中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定を必要とする生徒はいないと考えられることから、不登校生徒や保護者にこの試験の活用について伝えた実績はない。

(問) 不登校児童・生徒等を対象とする特別の教育課程を編成し運営できる特例校の設置について、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、不登校児童生徒への支援の施策として、市内に適応指導教室を2か所と校内適応指導教室を中学校6校に設置している。

さらには、現在、各小・中学校に相談室を設置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員等が面談や学習支援を行っているところであり、

不登校に係る特例校の設置については、現在検討していない。

(問) 朝日小学校、小見小学校で実践されている小規模特認校（特色ある教育活動を実践）制度とその実績を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 現在、本市では、朝日小学校と小見小学校の2校を小規模特認校に指定している。

本市在住の児童とその保護者が、小規模特認校への入学を希望する場合、

- ・小規模特認校の教育活動に賛同し、協力すること
- ・保護者の負担及び責任において通学させること
- ・卒業時まで通学させること

の3つの事項に同意があれば、通学区域外から入学できることとしている。

過去3年間に、この制度を利用して入学又は転入した児童数は

朝日小学校は、平成29年度 2人、平成30年度 3人、令和元年度 6人

小見小学校は、平成30年度 1人

となっている。

(問) 文部科学省は、フリースクール等の場の確保は行政が、運営は民間が行うというような柔軟な対応が求められると言っているが、市の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会としては、不登校児童生徒が学校外で活動できる場を確保することは重要であると考えている。

既に、市内に適応指導教室を2か所、校内適応指導教室を6中学校に設置していることに加えて、市内において複数の民間事業者がフリースクールを開設していること等の実情を踏まえ、現時点では、行政が新たに場を確保して、民間が運営を行うようなフリースクール等の設置については、検討していない。

(問) 学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、財政上の措置を講じているのか。また、計画はあるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) フリースクール等の民間施設については、文部科学省が示す「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切かどうかを校長がケースに応じて判断することから、市として一律に個別の事業者に対する運営経費や、通所する不登校児童生徒の保護者に対する授業料等を補助するなどの、財政上の措置は講じておらず、現在のところ、計画もない。

(問) 不登校児童・生徒に対する学校等の取組みに対する支援について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校が不登校児童生徒やその保護者に対して行っている様々な取組みへの支援については、

- ・教員の資質向上を図るための初任者研修では教育相談の在り方、中堅教諭等の研修ではカウンセリング講座、生徒指導主事の研修では事例検討を行うなどの、各種教職員

研修の実施

- ・不登校児童生徒一人ひとりへのきめ細やかな支援が可能となるように、市内小・中学校9校に養護教諭等を2名配置
- ・不登校生徒数が多く在籍する中学校12校にカウンセリング指導員を配置
- ・不登校の初期段階での対応や継続的な支援を行えるよう、スクールカウンセラーを市内全小・中学校に、スクールソーシャルワーカーを35校に配置
- ・緊急に対応が必要な場合に、学校の要請に基づき派遣できる臨床心理士等を市教育委員会に6名配置

などを実施してきたところである。

(問) 不登校児童・生徒に対する対応が各学校で違っているが、市の指導のもと、統一した対応にすることは可能なのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市における不登校児童生徒への対応については、市学校教育指導方針や市教職員研修の手引き「道しるべ」に示している。

その内容としては、不登校の前兆をより早くキャッチする方法や、相談室登校及び欠席が続いている児童生徒への基本的な対応例である。

各学校においては、これらの対応例を基に、担任等が子どもやその保護者と面談を行うとともに、必要に応じて、適応指導教室を紹介したり、スクールカウンセラー等との面談をすすめるなど、よりよい支援の在り方をケースバイケースで判断している。

不登校児童生徒の状況は様ではなく、一人ひとりの子どもの実態に応じて様々な判断がなされていることがふさわしいことから、市教育委員会として、各学校の対応を統一するという指導は、そぐわないものと考えている。

(5) 教職員の多忙化解消、処遇改善関係について

①日本共産党 小西 直樹 議員 (3月11日)

(問) 変形労働時間制に対する見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 変形労働時間制とは、労働基準法に定める週40時間という勤務時間の制限を弾力的に運用し、恒常的な超過勤務の実態が明らかとなっている年度初めなどの繁忙期に勤務時間を多く割り振り、その分、長期休業中などの勤務時間を短縮することで、1年間を通じて、平均すれば1週間あたり40時間以内となるようにするものである。

変形労働時間制を導入することによって、期待される効果としては、

- ・夏季休業中に連続5日間程度の休日を確保し、土日などと組み合わせることで長期休暇が取りやすくなる
- ・1年を通じた業務の見直しにつながる

ことなどが考えられる。

一方、懸念される課題としては、

- ・夏季休業中は、児童生徒への補充学習や保護者との懇談、小学校でのプール指導、中学校での部活動指導等の業務があるため、勤務時間の大幅な短縮は困難であること
- ・繁忙期に勤務時間を多く割り振り、その分、長期休業中の勤務時間を短縮したとして

も、繁忙期の疲れやストレスは解消されず、ゆとりの創造という目的が達成されるものではないこと

- ・学年や校務分掌により、教員によって忙しい時期は異なるため、学校単位での導入は難しいこと
- などがある。

市教育委員会としては、こうした課題があることから、変形労働時間制の導入が、ただちに教職員の勤務時間の縮減につながるものではないと考えており、その効果について慎重に見極めてまいりたいと考えている。

(問) 超過勤務是正のため、学校閉庁日を増やすべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市の全小・中学校においては、平成30年度から、夏季休業中に、3日間の学校閉庁日を設定しており、今年度は、土日を含めて5日間の連休となった。

閉庁日をさらに増やすということについては、まだ導入して間もないこと、さらには、来年度から2学期の開始を4日早めたことなどから、こうした取り組みの効果等について検証を行った上で、その必要性について見極めてまいりたいと考えている。

(問) 教職員が年次有給休暇を年5日以上取得できるよう、どのような対応をとっているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 年次有給休暇の取得については、心身のリフレッシュとともに、公務能率の向上に大きな意義があることから、積極的に促進しているところである。

市教育委員会では、平成31年2月12日、さらには、令和元年5月10日付けで、「年5日以上年次休暇の確実な取得」について、市内の小・中学校に通知し、年次休暇の取得促進を周知徹底しているところである。

取得にあたっては、職員自らがワークライフバランスを考えた取得計画表を作成できるよう、管理職が必要に応じて助言を行っている。

また、長期休業中に集中して実施していた教員研修についても、そのあり方を見直し、精選を図るとともに、研修を実施しない期間を1週間設定するなどして、夏季休業中に年次有給休暇を取得しやすい体制を整えているところである。

(6) 教育政策について

①公明党 佐藤 則寿 議員 (3月11日)

(問) 対話型鑑賞法について、本市の見解と科学博物館での教育普及の取組みについて問う。

<科学博物館：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、対話型鑑賞法は、知識だけに偏らず、観察力や批判的思考能力、言語能力、コミュニケーション能力等を育み、子どもたちの「生きる力」を向上させることに効果的な手法であると考えている。

科学博物館では、対話型鑑賞法と同様の考え方から、学芸員が展示室で子どもたちに問いかけ、やりとりの中で理解を深めながら観察や実験を行う「サイエンスライブ」や、野外に出かけて自然を感じ、科学的な見方を学ぶ「とやまの自然探検」などを年間約300

回実施し、子どもたちの自由な発想や気づきを促すことで、総合的な考える力の育成に努めているところである。

今後とも、当館の多様な標本や展示物を活用し、日常の中にある不思議や疑問を子どもたちから引き出し、共に考えていくことで、主体的で、より深い学びを後押ししてまいりたいと考えている。

(問) 対話型鑑賞法について、学校教育における活用や推進の取組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市の学校教育における対話型鑑賞に相当する取組みは、主に小学校の図画工作科や中学校の美術科の授業で行われている。

授業においては、鑑賞する対象は発達の段階に応じて子どもが関心や親しみのもてる作品を選び、対象について感じたことなどを言葉にしたり友人と話し合ったりするなど、言語活動を充実するようにしている。

また、それ以外の教科においては、これまでも音楽科の合唱や合奏、体育科の表現運動、社会科の調べ学習等、様々な場面で友だちの表現や発表を見聞きして、感じたり考えたりしたことについてグループで対話し、考えを深める学習を行っており、こうした授業を今後も一層推進したいと考えている。

さらに、グループでの対話を重視した鑑賞の取組みとしては、市内の小学4年生全員が参加している「富山市ガラス美術館・富山市図書館本館学校招待プログラム」がある。

このプログラムでは、ガラス美術館のスタッフからの問いかけを手がかりに、作品の色や形、模様などから感じたことをグループの仲間と出し合い、お互いの感じ方に刺激を受け、自由に想像を広げながら鑑賞を楽しむ。この鑑賞方式は、子どもたちに他者に共感する力や多様な価値観を受け入れる姿勢を養う機会となることから、今後とも活用を図ってまいりたいと考えている。

(問) 学校教育において、きまりを守ることの大切さをどのように指導しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 社会生活を営む上で、法やルールを守ることは不可欠である。各学校では、交通ルール等子どもの安全に直接かかわることや、公共の場での過ごし方等、自他が気持ちよく過ごすためのマナーにかかわること、確かな学力の定着を図るための学習規律等、学校生活の様々な場面において、規範意識を高め、きまりを守ることの大切さについて学ぶ時間を設けている。

具体的には、子どもたちに、

- ・実際の交差点で、安全な横断の仕方を学ばせる
- ・図書室に足を運び、学校司書とともに、静かに本を読むことや、整理整頓に心がけることを習慣づける
- ・朝の会で、「鉛筆を正しく持つ」「話し手の方を向いて聞く」など、今日一日の目当てを意識させる

などの指導を行っている。

このように、学校教育においては、きまりを守ることによって自他の権利が保証されていることや、安心して気持ちよく過ごすことができることを、子どもたちが実感できる指

導を継続することで、一人ひとりが規範意識を高め、よりよい社会の担い手となるよう、努めているところである。

(問) 小規模特認校制度を平野部の小学校へ適用することについて見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、小見小学校と朝日小学校を「小規模特認校」として指定し、保護者が希望すれば、通学区域外からの就学を認めている。

この制度に基づく今年度の在籍者数は、本年2月末時点で、小見小学校で3人、朝日小学校で9人であり、児童数は増加しているが、複式学級は解消されていない。

こうした現状に加え、本市の小・中学校の5割以上が、学校教育法施行規則で示されている標準規模「12学級以上18学級以下」を下回る小規模校である状況から、市教育委員会としては、学校の標準規模化に向け、今後、各地域で、地元の小・中学校の将来のあり方について踏み込んだ議論を行っていく必要があると考えており、小規模特認校制度の拡充は、現時点では考えていないところである。

(7) スポーツ・レクリエーション活動の振興について

①自由民主党 金谷 幸則 議員 (3月9日)

(問) 各学校での基礎体力向上の取組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校での基礎体力向上の取組みとしては、まず、体育の授業において、児童生徒が、走力、跳力、投力等を効果的に身につけるために、必要に応じて基礎練習の場を設けたり、壁面や学習カードに技能向上のコツを提示したり、ICTを活用し自分の動きを可視化するなどの工夫を行っている。

授業以外での取組みとしては、小学校では、

- ・大休憩の時間等に、マラソンや50メートル走等を行う
- ・50メートル走や水泳等の記録の伸びが実感できるように、記録会等の体育的行事を行う
- ・少年体力づくり活動事業の一環として、小学校の体育科教員が作成した、体力向上を図るためのカード「わたしの体力」を活用する
- ・遊びの中で自然と体力が身につくように、一輪車や竹馬、教員手作りの遊具等の整備や、それらを用いる活動場所を確保する

などが挙げられる。

また、中学校では、

- ・部活動のウォーミングアップとして、サーキットトレーニングや3分間走等の運動を取り入れる
- ・「勝った」「上手にできた」「チーム一丸となって取り組めた」など、スポーツの楽しさを実感し、進んで運動に取り組む意欲を高める、球技大会等の体育的行事を実施する
- ・冬期間においても十分な運動量が確保できるように、講師を招いて複数の部活動による合同トレーニングの機会を設定する

などが挙げられる。

(問) 地域と中学校部活動との連携について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市の小・中学校においては、多くの地域の人材が教育活動の一翼を担っている。

特に中学校における部活動に関しては、部活動指導員やスポーツエキスパート等が、平日のみならず、休日の活動においても、専門的な指導を行っている。今年度は、

- ・部活動指導員を中学校4校に5名配置
- ・スポーツエキスパートを中学校24校に85名配置

しており、子どもたちの技術向上はもとより、教員の多忙化解消に向けて、一定の効果が上がっているものと考えている。

また、納涼祭や住民運動会等の地域の行事で、吹奏楽部や合唱部等が、演奏を披露するなど、地域との交流を図っており、そのような体験を通して、子どもたちは達成感を得たり、自己肯定感を高めていると聞いている。

市教育委員会としては、今後とも、学校と地域が、子どもの成長を目指して、共に考え、よりよい教育活動を推進していけるよう、さらに連携を図ってまいりたいと考えている。

(8) 子どもの教育、しつけについて

①卯月 高見 隆夫 議員 (3月11日)

(問) 中学校保健体育での武道必修化によって、どのような教育効果が表れていると認識しているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 平成18年12月に教育基本法が改正されたことに伴い、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標の一つに明記された。このことを受け、平成24年度から中学校1、2学年の2年間において、すべての生徒に武道を履修させることとされ、それぞれの学校において、柔道、剣道および相撲の中から一つを選択することとなっている。

本市の中学校では、保健体育の授業における武道として、柔道を24校、剣道を2校1分校が選択し、武道場等を使って学習している。多くの生徒にとって、武道は、中学校で初めて学習するため、保健体育の授業においては、技ができる楽しさや喜びを味わえるように、基本動作や基本となる技をくり返し練習するとともに、ルールを学んだ上で、安全に配慮し、簡易的な試合を行うことで、興味や関心を高めながら学習を進めている。

こうした授業において、互いに技をかけたりかけられたりする中で、技能が高まるだけでなく、「礼に始まり、礼に終わる」という礼儀を重んじることなど、我が国固有の文化である武道を通して、相手を尊重する態度や作法など伝統的な行動の仕方を守ろうとする心、自立心、克己心など、生徒の人間形成を図る上で大切な心が養われているものと考えている。

(問) 武道指導者をどのように確保しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 学校現場では、武道未経験の保健体育科の教員が少なくないことから、武道の指導を担当する教員自身の武道の力量を高めることが不可欠である。

このことに対して、本市では、富山県教育委員会と連携して保健体育科の教員に対する講習会を実施し、指導力の向上に努めている。

また、今年度、スポーツ庁の「武道等指導充実・資質向上支援事業」の「武道推進モデル校」として、市内二つの中学校が選ばれており、必修として行う柔道に加え、合気道または弓道にも取り組んでいる。その学校には、各武道連盟から指導者が派遣され、生徒の指導にあたっているところである。

また、本市の学校では、武道指導をより専門的な立場から行うために、独自に各武道連盟の公認指導者や地域の有段者、警察や元保健体育科の教員等に働きかけ、保健体育科の教員とのチームティーチングによる指導を行っているところもある。

(問) 武道教育の充実には用具や施設面等の充実も欠かすことはできないと考えるが、今後、予算面でどのような対応をするのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 武道の用具をはじめ、施設面での武道場の畳の張替えなど、学校に必要な備品等については、各学校が学校配当予算の中で整備を行うほか、学校配当予算では対応が難しい場合は、毎年度、教育委員会が重点整備校を定め、学校の要望を聞きながら、各学校に整備している。

さらには、特色ある学校づくりを支援することを目的とした「元気な学校創造事業」により、学校が自由裁量で執行できる予算を学校配当予算とは別に配当している。

市教育委員会としては、今後ともこうした予算措置に努め、武道教育に支障が生じないように、配慮してまいりたいと考えている。

(問) 地域の武道指導者がどのように関わることが学校運営にとってプラスになるのか、実情を踏まえ見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市の各中学校の武道教育においては、授業において、礼儀を重んじることなど、我が国固有の文化である武道の心を育むことは、保健体育科の教員で行うことができるが、とりわけ部活動運営においては、より専門性の高い指導力が必要であることから、地域の力が欠かせない状況である。

武道については、現在、スポーツエキスパートとして、柔道7名、剣道9名、相撲1名の計17名、部活動指導員として、柔道1名の方に指導をしていただいている。

また、一部の中学校では、警察署員や地域のボランティアに協力を得て、合同で剣道の練習を行っているところもある。

このような経験豊富な指導者から、本市の中学生が専門的な知識や技能を生かした指導・支援を受けることは、生徒にとって、競技力の向上とともにけがの防止にもつながっている。

また、競技経験がなかったり、浅い者が顧問を務めることもあり、教員にとっては、

地域の武道指導者が部活動指導に関わることで、より専門的な指導法を直接学ぶことができ、学校にとってもプラスの効果がある。

こうしたことから、市教育委員会としては、今後とも、教員の指導力向上を図るとともに、必要に応じて、地域の武道家や警察署員、武道連盟の協力を得ながら、武道教育の充実に努めてまいりたいと考えている。

(9) ジェンダー平等と校則について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員（3月12日）

(問) 本市の中学校において、「ズボン」「スカート」など、選べる制服が導入されている学校はあるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の中学校においては、「ズボン」「スカート」など、選べる制服が導入されている中学校はない。

(問) 全ての中学校で「ズボン」「スカート」など、選べる制服を導入すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の中学校における制服については、実用性や生徒のニーズ、保護者の考え方や地域の状況等を踏まえ、各学校で選定するものであり、市教育委員会が選定にかかわるものではないが、これまでも、各学校において、子どもやその保護者から相談を受けた場合には、「ズボンを着用する」「体育服で生活する」などの配慮が行われてきている。

市教育委員会としては、今後ともこうした一人ひとりへのきめ細やかな配慮が行われるよう、改めて各学校に呼びかけてまいりたいと考えている。

(問) 中学校の校則で下着の色等の指定は廃止すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の中学校では、生徒や地域の実情を考慮した上で、服装や持ち物等の決まりを規定し、生活ノート等に記載している。

本市においては「シャツ・ブラウスの下シャツは白色無地とする」など、下着の色を指定している学校もある。それらの学校は、過度な規制をしようということではなく、学習の場にふさわしい身なりで、かつ高価でないもの、華美でないものを中学生には着用させたいという思いから、定めているものである。

各学校では、日ごろから身なりを自分自身で正せるよう指導が行われているが、最近では、生徒会が「中学生らしい服装とはどのようなものか」などについて、主体的に考えたり、保護者の意見を聞いたりしながら、決まりを見直している学校があると聞いている。

市教育委員会としては、学校の決まりの変更や廃止については、学校と生徒やその保護者等が、十分に議論した上で、行われることが望ましいものと考えており、今後ともこうした議論が円滑に行われるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えている。

(問) 本市の小・中学校における、ジェンダー平等の教育の実態について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) ジェンダー平等とは、SDGsの17の目標の一つにも掲げられている、社会的・文化的に形成された男性像や女性像、固定的役割分担等にとらわれず、多様な生き方ができる社会を実現するための考え方である。

本市の小・中学校では、ジェンダー平等の考え方の根底にある、個々の違いを理解し、尊重し合う心と態度を育てることを大切にされた指導を行っている。

例えば、道徳科においては、互いの人格を尊重し、それぞれが持ち味や特徴を生かしながら協力し合うことの大切さ、男女関係なく信頼し合い、助け合うことの大切さ、互いのよさを認め、支え合いながらよりよい関係を築くことの大切さ等について指導している。

また、小・中学校の保健の学習においては、心と体には密接な関係があり、不安や悩みは誰もが経験することを理解し、その対処の方法について考える指導も行っている。

この他、本市の小学校3年生から6年生では、市民生活部が作成したリーフレット「自分らしく生きる」を使って、学年ごとのテーマである「好きな遊び」や「将来の仕事」等について学び、男女共同参画への意識啓発を行うとともに、人権意識をはぐくんでいる。

市教育委員会としては、今後も関係部局とも連携しながら、各学校が、互いの人格を尊重し、性別にかかわらず、その能力と個性を十分に発揮できる教育に努めるよう、様々な機会を通して指導を継続していく。

(10) eスポーツ（エレクトロニック・スポーツ）について

①公明党 松尾 茂 議員（3月6日）

(問) 学校でのパソコンやタブレット端末等の活用が進んでいる中、ゲーム依存症等、ネットの負の側面を伝える予防教育も必要と考えるが、本市の現状と課題について問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 長時間のネットの閲覧やゲームのやり過ぎによるゲーム依存症は、睡眠障害や意欲低下、時にはうつ状態を引き起こすなど、深刻な事態につながるものが懸念されている中、昨年5月に教育センターが実施した「児童生徒の生活等に関する調査」では、スマートフォン等を1日3時間以上使用する本市児童生徒の割合は、小学校6年生で9.8%、中学校3年生では20.1%と高い数値となっている。

市教育委員会では、ネットの負の側面や、正しい利用の仕方を伝える取り組みとして、

- ・インターネット利用の低年齢化に伴い、市内の全中学1年生を対象に実施してきた情報モラル講座を、今年度から小学5年生に引き下げて実施
- ・要請のある学校に対する、児童生徒及び教員を対象とした「情報モラルに関する出前講座」の実施
- ・ネット依存に関する専門家を招聘する講演会や、「ネット依存と健康」等のテーマで、保護者の参加も呼びかける学校保健委員会の開催

などを進めているところである。

本来、ゲーム依存症等、ネット利用による弊害の未然防止は家庭の役割であることから、家庭の指導力向上が今後の重要な課題である。このことから、

- ・各学校において、発達段階に応じて児童生徒に指導した内容を、学校だより、保健だより、ホームページ等で家庭に伝える

・親学び講座や、保護者参加型の情報モラルに関する授業の実施等、保護者や家庭への啓発を行う
など、家庭における保護者の指導を支援する取り組みを継続して進めてまいりたいと考えている。

(問) 子どものゲーム依存に悩む親に対する相談対応の現状を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) ゲーム依存はもとより様々な保護者の悩みに対しては、各学校では、まず、学級担任が耳を傾け、子どもとのかかわり方を共に考えるなどの支援に努め、相談内容によっては管理職をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めたチーム体制で支援を行っている。

また、市教育委員会では、近年、教育センターの来所・電話相談で、不登校児童生徒の保護者から、ゲーム依存となっている状態についての相談が増えてきており、こういったケースにおいては、当該児童生徒の現在の状況やそれまでの経緯、本人の特性等に関して臨床心理士が丁寧に把握した上で、今後のかかわり方等について助言し、場合によっては関係機関の紹介も行っている。

さらに、本年1月23日に、学校関係者・PTA及び一般市民を対象に、児童精神科医による「発達障害とゲーム・ネット・スマホ依存」に関する講演会を開催したところ、ゲーム依存に関心をもつ多くの方々が参加され、講演後には活発な質疑が行われたところであり、保護者の不安や疑問に応える有益な場になったものと考えている。

(11) 放課後等デイサービスについて

①自由民主党 江西 照康 議員 (3月6日)

(問) 本市における通常の学級と児童生徒の数の推移について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小学校における通常の学級及び児童の数の推移については、

平成20年度は、800学級 22,941人

平成25年度は、760学級 21,729人

令和元年度は、715学級 19,528人

である。

また、中学校においては、

平成20年度は、310学級 10,808人

平成25年度は、323学級 11,010人

令和元年度は、297学級 10,223人

となっている。

(問) 本市における特別支援学級と在籍する児童・生徒の数の推移について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小学校における特別支援学級と、そこに在籍する児童の数の推移については、

平成20年度は、82学級 210人、平成25年度は、102学級 275人、

令和元年度は、133学級 465人

である。

また、中学校においては、

平成20年度は、24学級 73人、平成25年度は、42学級 133人、

令和元年度は、51学級 162人

となっている。

(問) 各学校と放課後等デイサービスの連携について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校と放課後等デイサービスの連携については、教職員と放課後等デイサービスのスタッフが互いに必要に応じて互いの場所に出向き、情報交換を行ったり、場合によっては、主治医や相談員等、関係者を含めて対応等を話し合っている。

各学校と放課後等デイサービスが守秘義務を踏まえつつ情報を共有することは、これまでとは違った子どもたちのよさを互いに発見することができるとともに、子どもやその保護者は指導の一貫性を感じ、安心してそれぞれの場所で活動することができるものと考えている。

(12) 会計年度任用職員について

①社会民主党議員会（代表） 村石 篤 議員（3月4日）

(問) 富山地域の公民館主事の年間勤務時間が約243時間増加する見込みであるのに対し、年収の増加見込みが約8万円である理由について問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 市内82館の市立公民館に勤務する公民館主事及び事務員については、平成17年の市町村合併時から、各地域で勤務形態が異なっており、この統一が長らく課題となっていた。

具体的には、地域によって

- ・非常勤嘱託として5時間45分の勤務
- ・非常勤臨時として4時間の勤務
- ・常勤嘱託として7時間30分の勤務
- ・常勤臨時として7時間15分の勤務

というように、公民館職員という同一の職務内容にもかかわらず、任用形態も勤務時間も様々なパターンが存在していたところである。

また、賃金についても、月額支給と日額支給があり、期末手当の有無についても、地域により異なっていたところである。

こうした中、今回の会計年度任用職員制度という全市統一の制度を公民館職員に適用するにあたり、賃金を市の一般事務補助単価に統一することとしたほか、期末手当を全職員に支給することとし、併せて、公民館業務を円滑に行うために必要な各地域の勤務時間について、改めて整理を行った結果、一部の地域において勤務時間の見直しを行うこととしたものである。

このことにより、富山地域では、現在の1日当たりの勤務時間5時間45分を、6時間45分に見直し、賃金を、これまでの富山地域固有の月額から市統一の一般事務補助単価とし、また、新たに期末手当を支給することとした結果、今年度から引き続いて来年度も勤務する職員については、年収が従来より8万円増加する見込みとなるものである。

(問) 会計年度任用職員として任用された場合、学校調理員の8月における勤務を要する日は、どのようになるのか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 現在、本市の小・中学校に配置している定数外職員の調理員については、採用通知書において、勤務を要する日は、給食実施日及び、その他学校長が指定した日としている。

夏休み期間中の8月については、教育委員会から各小・中学校に対し、10日間を勤務日とし、主に給食室・調理器具などの清掃をはじめ、学校給食に関する研修や、電話・来客対応などの日直業務などを学校長の指定する日に行うよう通知している。

会計年度任用職員制度の導入後も、こうした考え方にに基づき対応していくこととしている。

(13) 路面電車南北接続事業に伴う教育と文化について

①フォーラム38 大島 満 議員 (3月11日)

(問) 馬場はる氏と南日恒太郎氏の功績やヘルン文庫について、もっと市民に周知すべきではないか。

＜生涯学習課：教育長答弁＞

(答) 馬場はる氏は、旧制富山高等学校（現富山大学）設立のため多額の寄附をし、さらに、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の蔵書である「ヘルン文庫」を同校に寄贈するなど、富山の教育発展のため尽力され、また、旧制富山高等学校の初代校長である南日恒太郎氏は、優秀な人材が富山に集まることを願い、馬場はる氏の協力を得て「ヘルン文庫」の誘致に尽力された。

このように両氏の努力により、富山で保管されることとなった「ヘルン文庫」は、現在、富山大学附属図書館に収蔵されており、定期的に一般公開されているほか、研究者や、本市名誉市民である中尾哲雄氏が会長を務める富山八雲会など、市民で組織されている団体による研究等も行われているところである。

市教育委員会としては、富山の教育環境の向上に寄与された馬場はる・南日恒太郎両氏の功績、そして貴重なヘルン文庫が両氏の尽力により残され、今も多くの人々によって活用されていることを後世に伝えることは大切であると考えており、来年度公開予定の「旧馬場家住宅」で行う、馬場家の歴史資料等の展示にあわせて、広く市民に周知してまいりたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応について

[教育総務課]

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に係る、富山市教育委員会の対応について報告するもの。

(2) 対応

ア. 市立小・中学校、幼稚園等について

①市立小・中学校

令和2年3月3日（火）から13日（金）までを臨時休業とし、16日（月）から学習を再開した。

卒業式、修了式については、感染防止等の対応を講じて実施する。

卒業式：中学校…3月13日（金）、小学校…3月18日（水）

修了式：小・中学校…3月24日（火）

②市立幼稚園・認定こども園

通常通りの保育を行う。

イ. 社会教育施設等について

臨時休館した施設はなし。

ウ. 市教育委員会主催イベントについて

令和2年3月22日（日）までの期間に実施予定だった不特定多数の方々が集まるイベントについて、中止・延期した。

<施設別の一覧>

施設名	中止、延期数	イベント内容
図書館 (本館、地域館、分館)	45件	・朗読会 ・ライブラリーコンサート 等
科学博物館	14件	・プラネタリウム等
郷土博物館	3件	・企画展の解説会

(令和2年3月18日現在)

富山市奨学資金貸与規則の一部改正について

[学校教育課]

(1) 趣旨

民法の一部改正に伴い、契約締結時において、連帯保証人の返還極度額を
書面で定める必要があることから、誓約書に連帯保証人2名の返還極度額
の記載欄を新たに設けるもの。

(2) 改正内容

- ・ 誓約書の様式変更
様式に「極度額」記載欄を追加。

(3) 施行期日

令和2年4月1日

富山市奨学資金給与規則の一部改正について

[学校教育課]

(1) 趣旨

申請者が課税証明書の提出を省略できることとするため、奨学資金給与事務について、個人番号を独自に利用できる事務としたことから、申請書の様式を変更するもの。

(2) 改正内容

- ・ 申請書の様式変更
様式に「個人番号」記載欄を追加。

(3) 施行期日

令和2年4月1日

令和2年度 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)事業について

【学校教育課】

1 コミュニティ・スクール設置の趣旨

富山市では、開かれた学校づくりをさらに推進し、安定した学びの環境を確保し、地域・家庭・学校が一体となってよりよい教育の実現に向けて取り組む体制づくりを目指し、富山市の現状にふさわしい「コミュニティ・スクール」を設置する。

富山市立小・中学校では、従来から、学校評価や学校評議員制度等を通して、学校運営方針への理解を得ているが、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールにおいては、学校評議員に代わる協議会委員に、学校の現状や学校運営方針を説明し、承認を得ることとし、地域や保護者、学校で子どものために何ができるのかを熟議し、共に教育活動を推進していくことを目指す。

2 令和2年度の設置校について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
設置校	呉羽小 堀川中	正式校				
	奥田北小 保内小	モデル校	正式校			
	五福小 興南中	モデル校	正式校			
		藤ノ木小 藤ノ木中	モデル校	正式校		
			和合中 大沢野中	モデル校	正式校	

- ・令和2年度から、和合中学校と大沢野中学校をコミュニティ・スクール正式校とする。新たなモデル校は設置しない。
- ・研修会等を通して、学校運営協議会制度の理解を図るとともに、成果と課題について市内全小・中学校、地域住民等に周知していくものとする。

3 令和2年度の未設置校について

富山市では、令和2年度を、「各学校が学校運営協議会設置に見通しをもつための準備期間」と位置づけ、各学校において、「学校評議員等、既存の組織を生かした組織づくりの在り方」「地域を主体とした連携の在り方」等について、調査・研究を進めるものとする。

薬業に関する社会科副読本「くすりのまち とやま」について

【学校教育課】

1 趣旨

「薬業」は、富山の伝統的な産業の一つであり、私たちの暮らしと深く結びついている。この副読本は、薬業の過去、現在、未来について記載しており、これを使って学習することで、「富山のくすり」とくすりに関わる仕事への理解を深めるとともに、ふるさとを思う気持ちを高めていくようにする。

また、この副読本をきっかけに、子どもたちが「富山のくすり」のことをさらに深く調べたり、自信をもって他の人に説明できるようになったりすることも期待している。

2 対象学年

小学校5年生 社会科（全5時間程度） 10月～12月頃実施予定

3 関連する単元

「わたしたちの生活と工業生産（全21時間）」

※ 我が国の工業生産の概要並びに工業製品の改良について学ぶとともに、工業生産に関わる人々の工夫や努力を理解する。

4 指導方法について

本誌を活用して効果的な授業が展開できるように、掲載資料の歴史的背景や関連情報、指導案等を盛り込んだ教師用指導資料を作成し、配付する。

令和 2 年度 富山市民大学開講式・特別講演会

1 日 時 令和 2 年 4 月 1 3 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から

2 会 場 富山国際会議場 メインホール

3 日 程

○ 開 講 式 午後 1 時 3 0 分から

- ・ 開式の辞
- ・ 市民大学の歌 合唱
- ・ 開講のことば
- ・ 来賓紹介
- ・ 市民大学講師紹介
- ・ 講師代表あいさつ
- ・ 閉式の辞

○ 特別講演会 午後 2 時から

演 題 ラグビーから知る、強い個人と組織づくり

講 師 大西 一平 氏
(プロフェッショナルラグビーコーチ)

令和2年度 富山市民大学 開講式・特別講演会

日時 令和2年4月13日(月)

開講式 13時30分から

特別講演会 14時から(終了15時30分)

会場 富山国際会議場 メインホール

どなたでも参加できます

入場無料
申込不要

特別講演

「ラグビーから知る、 強い個人と組織づくり」

プロフェッショナルラグビーコーチ おおにし かずひら 大西 一平 氏



講師プロフィール

- ・プロフェッショナルラグビーコーチ
- ・一般社団法人 OVAL HEART JAPAN 代表理事「運動器の10年・日本賞」日本賞受賞
- ・富山市政策参与
- ・2019年ラグビーワールドカップ釜石開催準備アドバイザー
- ・山形県ラグビースペシャルアドバイザー
- ・宮城県石巻市2019年ワールドカップキャンプ地誘致アドバイザー
- ・東北ビクトリーラグビーロード・プロジェクトリーダー
- ・大阪国際学園アドバイザー

【略歴】

1964年生まれ。大阪工大高で花園優勝。高校卒業後、1年間ニュージーランドへラグビー留学。明治大学時代には、3年

時全国大学選手権ベスト4、4年時にはキャプテンとして同大会ベスト8に導く。その後、神戸製鋼ラグビー部の中心選手として活躍し、ラグビー日本選手権の7連覇を達成。平尾誠二の後を引き継いでキャプテンを務め、神戸製鋼をV4、V5、V6に導いた。V7達成後に引退し、日本初のプロコーチに。

その他、東日本大震災の際は全国のラグビー仲間間で復興支援活動を行うなど、スポーツの枠を超えた取り組みをみせている。現在は、ラグビー界の活性化をめざし、気軽にできるストリートラグビーの普及などにも尽力している。また、高齢者を対象とした健康ウォーキングプログラム「歩く人。」を主催。2017年には、歩きたくなるまちづくりを推進する富山市の政策参与に就任するなど、幅広く活動中。

その他6

Ivana Šrámková Beings

イヴァナ・シュラムコヴァ
ここにあるもの

2020.4.25^{SAT}-9.22^{TUE}



会場：富山市ガラス美術館3階 展示室3 / 開場時間：午前9時30分から午後6時まで（金・土曜日は午後8時まで、入場は閉場の30分前まで）※初日のみ開会式（午前11時より）終了後開場予定 / 閉場日：第1、第3水曜日（ただし5/6（水）、9/2（水）は開場、5/13（水）、9/9（水）は閉場） / 観覧料：一般700円（500円）、大学生500円（400円）※小中高生未就学児無料※（）は前売り、団体料金 / 同時開催中の企画展との共通観覧券：一般1,200円（1,000円）、大学生800円（600円）※（）は団体料金 ©本展の観覧券で常設展もご覧いただけます / 前売りチケット取扱い（一般のみ）：アスネットカウンター Tel 076-445-5511 TOYAMAキラリ 1階総合案内 / 主催：富山市ガラス美術館 / 後援：チェコ共和国大使館、チェコセンター東京、北日本新聞社、富山新聞社、北日本放送、チューリップテレビ、富山テレビ放送

《Slepice / Hen》2016年 作家蔵 Photo by Gabriel Urbánek



Embassy of the Czech Republic



チェコセンター
ČESKÉ CENTRUM



TOYAMA
キラリ

富山市
ガラス美術館
TOYAMA
GLASS ART MUSEUM

Ivana Šrámková Beings

イヴァナ・シュラムコヴァ
ここにあるもの

2020.4.25 SAT - 9.22 TUE



《small birds (RAMPANT, TOO)》2010-20年、作家展

《small birds (RAMPANT)》2010-20年、作家展



《small birds (GRADUATE)》2010-20年、作家展

チェコ共和国在住の作家イヴァナ・シュラムコヴァ(1960-)は、主に人間や動物をモチーフに、キャストの技法を用いたガラス彫刻や、吹きガラスのオブジェや器、そして油絵など幅広い方法で表現を展開しています。作家は、自身を取り巻く自然や社会から着想を得て作品を制作します。四角形や円などに簡略化された人間の身体や、デフォルメされた動物のかたちには、作家が捉えた人間、あるいは動物の特徴や内面が現れています。空間の中で静かに佇む彼らの姿は、私たちに穏やかで親しみやすい印象を与えるとともに、どこか憂いを含んでいるかのようにも見えます。

本展では、43羽もの小鳥や、馬、狐といった動物をモチーフとする作品、内に秘めた人間の感情をテーマとする作品など、近年の作品を中心に約80点を展示します。これら個性豊かな作品たちを通して、イヴァナ・シュラムコヴァの生み出す独自の世界観をご紹介します。



《Muzá, pes / Man and Dog》2015年、作家展



《Trusty Konik / Fat Horse》2016年、作家展

関連プログラム

◎開会式

日時：4月25日(土)11:00~/会場：富山市ガラス美術館2階 ロビー
※一般の方もご参加いただけます。

◎ワークショップ

「ペン型リユーターを用いての制作体験！オリジナルの器を作ろう」

日時：8月8日(土)/会場：富山市ガラス美術館2階 会議室

講師：ワタナベサラ(ガラス作家)

※事前申込制。応募者多数の場合は抽選。

※定員、申込方法などワークショップの詳細については、後日当館ウェブサイトに掲載します。

◎学芸員によるギャラリートーク

日時：5月9日(土)、23日(土)、6月6日(土)、20日(土)、7月4日(土)、18日(土)、

8月1日(土)、22日(土)、9月5日(土)、19日(土) 各回 15:00~

会場：富山市ガラス美術館3階 展示室3

※事前申込は不要です。展覧会場への入場には本展観覧券をご提示ください。

※関連プログラムの日時は都合により中止、または変更となる場合があります。

最新の情報は当館ウェブサイトをご確認ください。



《Horká hlava / Hot Blood》2018年、作家展



《Modrá kůň / Blue Horse》2007年、個人展



《NIGHT GARDEN》2020年、作家展



《small birds (MELANCHOLY)》2010-20年、作家展

《small birds (INTROVERT)》2010-20年、個人展



《Sedící král / Sitting King》2010年、作家展

撮影(全て)：Gabriel Urbánek



【交通アクセス】

◎富山駅より

- ・徒歩20分
- ・市内電車南富山駅前行きに乗り、「西町」下車、徒歩1分
- ・市内電車環状線(セントラム)に乗り、「グランドプラザ前」下車、徒歩2分(富山駅から「西町」「グランドプラザ前」まで約10分)

◎富山空港より

- ・地鉄バス(富山空港線)「総曲輪」下車、徒歩4分



QR Translator.



富山市ガラス美術館
TOYAMA GLASS ART MUSEUM

お問合せ：〒930-0062 富山市西町5番1号
Tel 076-461-3100 Fax 076-461-3310
www.toyama-glass-art-museum.jp